

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
全サービス	報酬	科学的介護推進体制作算、自立支援促進体制作算、介護マネージメント制作算、療養指導管理(Ⅰ)、排せつ支援制作算について	月末よりサービスを利用開始した利用者に関する情報について、収集する時刻から十分確保出来ない等がある場合については、当該サービスを利用開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という)の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出した場合は利用開始月より算定可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月の最終日よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に関する情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の10日までにデータ提出することとなる場合、当該利用開始月に、加算の算定については、LIFEへのデータ提出が完了していないため、利用開始月の翌月の10日までにデータを提出していない場合は、当該利用者に関する加算の算定はできない。当該月の翌々月の10日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌月より算定が可能。 また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。 なお、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。 	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付についてp103	171
全サービス	報酬	科学的介護推進体制作算、自立支援促進体制作算、介護マネージメント制作算、療養指導管理(Ⅰ)、排せつ支援制作算について	事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月の月末にサービスを利用開始した利用者以外については算定可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、事業所の利用者全員がデータ提出が求められている。上記の加算について、月末にサービスを利用開始した利用者がおらず、かつ、当該月の当該利用者に関する情報をLIFEに提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していない場合は、当該月の加算の算定はできない。 なお、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。 また、上記の場合や、その他のやむを得ない場合(※)を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。 <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16参照。</p>	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付についてp104	172
全サービス	報酬	科学的介護推進体制作算、自立支援促進体制作算、介護マネージメント制作算、療養指導管理(Ⅰ)、排せつ支援制作算について	LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携により入力を行っているが、LIFEへのデータ提出後に行うこととして差し支えないか。	<ul style="list-style-type: none"> 差し支えない。 事業所又は施設は施設で使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってから、令和6年4月以降サービス提供分を把握できる範囲で提出すること、並びに、令和6年4月以降サービス提供分で提出が必要な情報について、適切で、やむを得ない事情を除き令和6年10月10日までにLIFEへ提出することが必要である。 	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付についてp104	173
全サービス	報酬	LIFEへの提出情報について	令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスのサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。 令和6年6月施行のサービス(訪問リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション)については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式情報の共通部分の提出を認める範囲で提出すること、令和6年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式情報との両方で提出が必要な情報については、1回ずつ介護記録システム(LIFE)施追加算に関する基本的な考え方を並べた事務処理手順及び様式別の提示について(令和6年3月15日)を参照されたい。 	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付についてp105	174
全サービス	報酬	科学的介護推進体制作算について	科学的介護推進体制作算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に取直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> 科学的介護推進体制作算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月以内に提出することが必要である。 例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。 	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付についてp105	175

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
地域密着型サービス・介護予防支援	届出	体制等状況一覧表	地域密着型サービスの介護給付費算定に係る届出において、事業者情報については令和3年3月15日付第0315第1号認定申請書(届出通知別紙3-2)介護給付費算定に係る体制欄に記する運営者を指しているが、市町村長から医師等知事への承認書による承認を受けているが、事業者が市町村長へ届け出る場合には、当該承認書を使用しても差し支えないか。	当該様式については、市町村長から都道府県知事への届出書と併せて、適宜使用して差し支えない。なお、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業において同様の取扱いとする。	介護保険最新情報 R6.3.29Vol.1245「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和6年3月29日)の送付についてp1	1
通所介護 地域密着通所介護	報酬	認知症専門ケア加算、認知症加算	「認知症介護実践リーダー研修の研修対象者として、介護保険施設、事業所に属する介護職員等利用者(直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上)の研修受講を有する者がある場合はそれぞれ同等以上の能力を有する者である実施主体の長が認められる」とあるが、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に照らして研修対象者として認められるか、「それと同等以上の能力を有する者である」と実施主体の長が認められるとは具体的にどのような者なのか。	同等以上の能力を有する者として、例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として7年以上サービスを利用する者を研修対象者として認めていただくことは差し支えない。とともに、そのうち3年以上、サービス提供責任者として就業していることを確認していただくことは差し支えない。	介護保険最新情報 R6.3.29Vol.1245「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」(令和6年3月29日)の送付についてp3	4
通所系サービス	報酬	リハビリテーション(個別機能訓練)、栄養・口腔に係る実地研修書	「リハビリテーション、個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組についての別紙様式1-1(1-2、1-3及び1-4)が示されたが、当該様式を用いて利用者の情報を記録した場合、科学的介護情報システム(LIFE)への入力項目との対応はどうか。	以下を表を参照すること。 ・別紙様式1-1(1-2、1-3、1-4)が示された場合、個別機能訓練、栄養、口腔に係る各加算の様式における詳細な対応項目については別紙を参照されたい。	介護保険最新情報R6.6.7Vol.1270「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.7)」(令和6年6月7日)の送付についてp5	3
通所介護 地域密着通所介護	報酬	口腔機能向上加算について	平成21年介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成21年4月17日)問11において、「口腔機能向上加算については、歯科医師との連携の有無については、歯科医師連携又は連携の取組の有無について判断するのかがあるが、令和6年度介護報酬改定において、医療機関における歯科診療報酬点数表に据える根拠機能療法との算定についての記載が削除されたが、当該事務連絡についての取扱はどうか。	平成21年介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成21年4月17日)問11は、令和6年度介護報酬改定をもって廃止されたい。なお、習熟事項通知の通り介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能」に関する訓練の指導員は別途定められていない。なお、個別機能訓練向上加算を算定できないことには留意されたい。 (参考) ※ 平成21年介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成21年4月17日)問11 口腔機能向上加算について、歯科医師との連携の有無について、介護報酬改定は事業所のいずれにおいても判断するのかがあるが、令和6年度介護報酬改定において、医療機関における歯科診療報酬点数表に据える根拠機能療法との算定についての記載が削除されたが、当該事務連絡についての取扱はどうか。	介護保険最新情報 R6.9.27Vol.1313「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)」(令和6年9月27日)の送付についてp2	1
通所系サービス	報酬	科学的介護情報システム(LIFE)のデータ提出について	要件として定められた情報を「やもを得ない」場合を除き、すべて提出することとされているが、「やもを得ない」場合とはどのような場合か。	「やもを得ない」場合とは以下のような状況が考えられると想定される。 ・通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合 ・全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合 ・システムトラブル等により情報の提出ができなかった場合 ・やもを得ないシステムトラブル等には以下のようなものも含まれる。 ▶ LIFE システム本体や介護ソフトの不具合等のやもを得ない事象によりデータ提出が困難な場合 ▶ LIFE システムのバージョンアップ(LIFE の仕様)に適合したバージョンへの更新が間に合わないことでの期限までのデータ提出が困難な場合 ▶ LIFE システムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの網日が間に合わない等、データ提出が困難となった場合 ▶ LIFE システムにおいて、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。ただし、情報の提出が困難であった理由については、介護記録等に明記しておく必要がある。 ※ 令和3年度報酬改定Q&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16 は削除する。	介護保険最新情報 R6.9.27Vol.1313「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)」(令和6年9月27日)の送付についてp5	4

介護保険最新情報R6.6.7Vol.1270「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.7）（令和6年6月7日）の送付についてp5

○別紙様式1-1、別紙様式1-2（1枚目）

対応する様式	別紙様式1-1、1-2（1枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
リハビリテーション計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「リハビリテーションが必要となった原因疾患」 ・「発症日・受傷日」 ・「合併症」 	
栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「身長」 ・「体重」 ・「BMI」 ・「栄養補給法」 ・「食事の形態」 ・「とろみ」 ・「合併症」のうち「うつ病」、「認知症」、「褥瘡」 ・「症状」 	
	課題	・選択肢に係る情報	
口腔機能向上サービスに関する計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養補給法」 ・「食事の形態」 ・「現在の歯科受診について」 ・「義歯の使用」 	
	方針・目標	・選択肢に係る情報	

○別紙様式1-1、別紙様式1-2（2枚目）

対応する様式	別紙様式1-1、別紙様式1-2（2枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
リハビリテーション 計画書	評価時の状態	・「リハビリテーション」の列に示す事項	※小項目「基本動作」「ADL」「IADL」においては、各項目毎の評価を要する。
	具体的支援内容	・「リハビリテーション」の列に示す事項	
栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング	評価時の状態	・「栄養」の列に示す事項	※小項目「3%以上の体重減少」については、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各評価の結果を要する。
	具体的支援内容	・「栄養」の列に示す事項	
口腔機能向上サービスに関する計画書	評価時の状態	・「口腔」の列に示す事項	
	具体的支援内容	・「口腔」の列に示す事項	

○別紙様式1-3、1-4（1枚目） ※口腔・栄養は1-1、1-2と同様

対応する様式	別紙様式1-3、別紙様式1-4（1枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
個別機能訓練計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別機能訓練が必要となった原因疾患」 ・「発症日・受傷日」 ・「合併症」 	

○別紙様式1-3、1-4（2枚目）※口腔・栄養は1-1、1-2と同様

対応する様式	別紙様式1-3、別紙様式1-4（2枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
生活機能チェックシート	評価時の状態	・「個別機能訓練」の列に示す事項	
個別機能訓練計画書	具体的支援内容	・「個別機能訓練」の列に示す事項	

（別紙）

基本チェックリスト

No	質 問 項 目	回 答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0. はい	1. いいえ
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 (cm) 体重 (kg) (BMI =) (注)	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめな くなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくう に感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

注) BMI (=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)) が 18.5 未満の場合に該当とする。

生活相談員の資格要件について

福岡県保健医療介護部介護保険課

生活相談員の資格要件については、下記のとおりとする。

1 通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム

(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

- ①社会福祉士
- ②精神保健福祉士
- ③社会福祉主事任用資格

(2) これと同等以上の能力を有すると認められる者

次のいずれかに該当する者

- ①介護福祉士
- ②介護支援専門員
- ③社会福祉施設等(注)で3年以上勤務し又は勤務したことのある者

(注) ○社会福祉法第2条に定める社会福祉事業

- ・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
- ・売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ・授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ・母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

- ・身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ・知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
- ・上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業

○病院、診療所、指定特定施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業

2 特定施設入居者生活介護

適任者を配置すること。

事業所規模区分について

平成 24 年度末に実施された会計検査院による会計実地検査において、通所系サービスの事業所規模区分を誤り、介護報酬を過大請求している事業所が判明しています。

通所介護及び通所リハビリテーション事業所においては、事業所規模区分の誤りが無いよう再確認してください。

なお、事業所規模区分を誤って過大請求していたことが判明した場合、遡及して、介護報酬を保険者に返還するとともに、利用者にも利用者負担を返還しなければなりません。

〈事業所規模区分（1月当たりの利用者数）〉

通所介護

利用者数 ≤ 750 人	通常規模型事業所
750 人 < 利用者数 ≤ 900 人	大規模型事業所（Ⅰ）
利用者数 > 900 人	大規模型事業所（Ⅱ）

通所リハビリテーション

利用者数 ≤ 750 人	通常規模型事業所
750 人 < 利用者数 ≤ 900 人	大規模型事業所（Ⅰ）
利用者数 > 900 人	大規模型事業所（Ⅱ）

〈規模区分の判定〉

○ 1月当たりの利用者数の計算方法

① 原則 前年度4月～2月平均の1月当たりの利用者数

→ 毎年度3月15日までに、4月～2月（11か月）の平均利用者数を算定し直し、変更があれば県に届け出ること。

② 例外（前年度の実績が6か月未満、前年度から定員を2.5%以上変更の事業所） 定員 × 0.9 × 1月当たりの営業日数

（注）②の下線部分が適用されるのは、年度が変わる際に定員を2.5%以上変更する場合のみです。（平成20年4月21日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（Q&A）問24）

※ 具体的な計算方法については、平成24年3月30日厚生労働省老健局 Q&A (vol. 273) を参照。